

第41回岩手県環境審議会 会議録

(開催日時) 令和元年6月13日(木) 13:30～14:50

(開催場所) 盛岡市総合福祉センター 4階 講堂

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 次期「岩手県環境基本計画」の基本的方向について(諮問)

(2) 環境基本計画策定特別部会の設置について

4 報 告

(1) 岩手県環境審議会温泉部会審議結果について

(2) 平成30年度環境基本計画の進捗状況について

5 その他

(1) いわて県民計画(2019～2028)について

(2) その他

6 閉 会

(出席委員)

青井俊樹委員、東淳樹委員、阿部江利子委員、生田弘子委員、伊藤歩委員、
内澤稲子委員、大澤長嘉委員、大塚尚寛委員、小野澤章子委員、小野寺真澄委員、
梶田佐知子委員、菅野範正委員、後藤均委員、笹尾俊明委員、渋谷晃太郎委員、
主濱了委員、鈴木まほろ委員、鷹觜紅子委員、滝川佐波子委員、丹野高三委員、
中村正委員、林俊春委員、水木高志委員、山崎朗子委員、
西尾崇特別委員(武藤徹氏 代理出席)、真鍋郁夫特別委員

(欠席委員)

石川奈緒委員、伊藤英之委員、小田祐士委員、篠原亜希委員、瀧川利美特別委員

1. 開 会

○小島環境生活部副部長兼環境生活企画室長 皆様、大変お疲れさまでございます。まだお一人の委員の方がお見えになってございませんけれども、定刻でございますので、ただいまから第41回岩手県環境審議会を開催いたします。

私は、事務局を担当しております環境生活部副部長兼環境生活企画室長の小島でございます。暫時司会を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日は、委員31人のうち25人の御出席をいただいております。半数を超えてございます。岩手県環境審議会条例第7条第2項の規定により、会議が成立していることをまずもって御報告申し上げます。

なお、審議会等の会議の公開に関する指針に基づきまして、当審議会にありましては会議録を公表するまでの間、会議内容を録音した音声情報をインターネットの県のホームページにて公開することとしておりますので、あらかじめ御了承を願います。

2. あいさつ

○小島環境生活部副部長兼環境生活企画室長 それでは、開会に当たりまして、大友環境生活部長から御挨拶を申し上げます。

○大友環境生活部長 環境生活部長の大友でございます。第41回岩手県環境審議会の開会に当たり、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方にはお忙しい中、御出席を賜り深く感謝申し上げます。また、日ごろより本県の環境行政の推進に御尽力をいただいていることに対し、厚く御礼申し上げます。

さて、本県では平成21年12月に県環境基本計画を策定し、環境の保全及び創造に関する施策の推進に努めてまいりました。現計画につきましては、来年度が最終年度となりますことから、令和3年度を初年度とする次期岩手県環境基本計画の基本的方向につきまして、本日常審議会に諮問をさせていただくこととしています。

皆様御案内のとおり、本県は豊富な森林資源や2つの国立公園などに代表される豊かな自然環境に恵まれており、イヌワシや早池峰山の固有種であるハヤチネウスユキソウなど多様な野生動植物が生息、生育しているほか、大気や水環境なども良好な状況が保たれています。

しかしながら、国内では本格的な少子高齢化、人口減少社会を迎えるとともに地方から都

市への若年層を中心とする人口の流出が続き、経済活動や社会生活などに様々な影響を及ぼしています。

世界的に見ますと人口の増加、経済、産業の発展に伴うエネルギー使用の増加などを背景に地球温暖化が進行し、地球規模での気候変動の影響による自然災害のリスクの増幅など様々な影響が懸念されています。

こうした中、本県においても平成21年12月に環境基本計画を策定し、各種施策を実施してまいりましたが、残念ながら主たる温室効果ガスである二酸化炭素の排出量は基準年である平成2年からわずか0.1%の減少にとどまっている状況です。また、ツキノワグマやニホンジカなどの野生生物との共存や海岸漂着物などの廃棄物の発生抑制などの課題の対応も急務となっています。

また、現計画がスタートした平成23年に発生した東日本大震災津波や平成28年に岩手県を襲った台風第10号において発生した大量の災害廃棄物の処理と教訓から効率的で持続可能な廃棄物処理体制の構築が改めて課題となりました。

このような状況を踏まえまして、本年4月から県の新しい総合計画であるいわて県民計画（2019～2028）がスタートし、県民一人ひとりがお互いに支え合いながら幸福を追求していくことができる地域社会の実現を目指し、幸福を守り育てるための取組を進めていくこととしたところです。

また、国では平成30年4月に第五次環境基本計画を策定し、持続可能な循環共生型の社会を実現するため、SDGsの考え方も活用しながら環境、経済、社会の課題を統合的に解決することを目指す取組を進めることとしています。

本日諮問させていただきます次期岩手県環境基本計画の基本的な方向については、令和2年11月をめどに答申をお願いしたいと考えております。その間御審議いただく皆様には大変な御苦勞をおかけすることとなりますが、御専門の立場から、あるいは地域の視点、県民の視点など様々な見地から忌憚のない御意見を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、本日は次期環境基本計画を審議するための特別部会の設置についてお諮りするほか、温泉部会における審議結果について御報告いただくこととしています。また、昨年来当審議会におきまして皆様から御意見をいただきましたいわて県民計画が岩手県議会2月定例会で承認をいただき、本年4月からスタートしましたことから、この概要につきましても御説明をさせていただくこととしています。

それでは、限られた時間でございますが、委員の皆様には忌憚のない御意見を頂戴いたし

たくお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。どうぞ今日はよろしくお願いたします。

○小島環境生活部副部長兼環境生活企画室長 次に、審議に入ります前に今回委員に異動がございましたので、御紹介させていただきます。

J A岩手県女性組織協議会、阿部江利子委員でございます。

○阿部江利子委員 よろしくお願いたします。

○小島環境生活部副部長兼環境生活企画室長 岩手県町村会、小田祐士委員でございます。小田委員につきましては、本日御欠席となっております。

3. 議 事

(1) 次期「岩手県環境基本計画」の基本的方向について（諮問）

(2) 環境基本計画策定特別部会の設置について

○小島環境生活部副部長兼環境生活企画室長 それでは、次第の3、議事に入ります。以降の進行につきましては、審議会条例第3条第2項の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、進行は大塚会長にお願いいたします。

○大塚尚寛会長 皆さん、こんにちは。令和になりまして、初めての環境審議会になります。本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、まことにありがとうございました。

平成の時代、非常に災害の多い時代と同時に、環境問題も災害に加わってくるというのも我々実際に体験しました。先ほどの大友部長様の御挨拶の中にもございましたけれども、平成28年8月に岩泉を襲った台風というのはまさに地球温暖化の影響だろうと言われております。そういった平成というのは、地球温暖化という地球規模の環境問題が課題になってきましたけれども、1990年というのをまず基準にして考えますと、それが平成2年ですから、まさに平成というのはそういう時代の始まりだったかと思えます。

一方、令和というのはスタートの時点で日本の国自体が少子高齢化、人口減少、岩手県もその真ただ中にありますけれども、そういった成熟社会の中での環境問題のあり方はどうなのかというのが大きな関心事項であり、課題であるかと思えます。

そういった中で、本日御審議いただきますけれども、環境基本計画が令和3年度から始まるということでこの審議会ですべての検討していく段階に入っております。県といたしましては、最上位の計画でありますいわて県民計画が今年度からスタートということになります

から、そういった最上位の計画のもとでの環境基本計画というのをどうしていくのかというところが一つの考え方でしょうし、世界的に見ますとSDGsですね、持続可能な開発目標というのは2016年から15年間ということでございます。世界的な動き、国の動き、そして県の上位計画との関連を見ながら、これから環境基本計画について御審議いただくことになると思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、着席しまして議事を進行させていただきます。お手元の次第にございます3の議事に入ります。1番目が次期「岩手県環境基本計画」の基本的方向についてですけれども、これは県から当審議会への諮問ということですので、この部分につきましては事務局で進行をお願いいたします。

○小島環境生活部副部長兼環境生活企画室長 それでは、諮問書を交付いたします。本日は、知事に代わり大友環境生活部長から諮問書を交付いたします。

○大友環境生活部長 岩手県環境審議会会長、大塚尚寛様。次期「岩手県環境基本計画」の基本的方向について（諮問）。

本県では、平成21年12月に令和2年度を目標年次とする「岩手県環境基本計画」を策定し、環境の保全及び創造に関する施策を実施してきました。

この間の社会情勢や本県の環境を取り巻く状況の変化等を踏まえ、令和3年度以降の本県における環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、新しい環境基本計画を策定したいので、岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例第11条第3項の規定により、その基本的方向について、貴審議会の意見を求めます。

よろしくお願いいたします。

○大塚尚寛会長 ただいま諮問書をいただきまして、次期環境基本計画の基本的方向について諮問を受けましたので、この内容につきまして事務局から説明をお願いいたします。

○戸田環境生活企画室企画課長 環境生活企画室企画課長の戸田と申します。よろしくお願いいたします。私のほうから説明をさせていただきます。恐縮でございますけれども、座って説明をさせていただきます。

資料は、右上に資料1—1と書いてございますA4縦の資料で、タイトルが次期「岩手県環境基本計画」策定の基本的な考え方についてというタイトルになっている資料をまずは御覧ください。

最初に、1の計画策定の趣旨ですけれども、現在の計画が平成23年度から平成32年、令和2年度までの10年間の計画として平成21年9月に策定されております。この計画策定以

後、SDGsを含む持続可能な開発のための2030アジェンダやパリ協定が国連で採択され、国内では平成30年に国の第五次環境基本計画が策定されまして、また本県におきましては会長からの御挨拶もありましたように、新たな県の総合計画でありますいわて県民計画が策定され今年度からスタートするなど、様々な社会情勢の変化などがありまして、このような状況の変化等を踏まえまして、令和3年度以降の本県における環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例に基づきまして、次期「岩手県環境基本計画」を策定しようとするものでございます。

2の計画の性格についてですけれども、本県の環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向性を定めるものでございまして、県行政の各分野における環境施策の推進に関する基本となる計画となっております。県民ですとか各種団体、民間企業に対しましては理解、協力を求めるとともに自主的、積極的な行動を誘導する役割を持つものでございますし、市町村につきましては計画策定や施策策定の基本方針として活用されて、県と一体的な施策の推進を期待するとともに、国に対しては、必要な支援、協力を要請するものでございます。

次に、3の計画の期間ですけれども、現行の計画と同様に10年間の計画としまして、令和3年度を初年度として、令和12年度を目標年次とします。なお、中間年度で見直しを行うこととしたいと思います。

次に、4の計画の構成ですけれども、現行計画と同様総論編及び各論編で構成することといたしますが、今後の御議論の状況などによっては、変更もあり得ると考えてございます。

次に、裏面の2ページを御覧ください。5の計画策定に向けた考え方についてでございますけれども、いわて県民計画（2019～2028）や国の第五次環境基本計画の内容等を踏まえまして、施策の柱や構成を整理していきたいと考えております。

また、環境生活部だけでなく、庁内関係部局と連携をしながら全庁的に検討を進めて取り組んでいきたいと考えてございます。

次に、6の計画策定の手順についてでございますけれども、この審議会で御意見をいただき、パブリック・コメントですとか、地域説明会なども開催をしながら最終的には議会の議決を経て策定ということになります。スケジュールとしましては、この資料の（4）のとおりを予定してございます。今年度と来年度の2年間で策定作業を進めていきたいというふうに考えてございます。

次、3ページでございますけれども、計画策定に当たって考慮すべき施策の方向というこ

とで、計画策定の根拠となる条例の規定等を記載させていただいております。説明については省略をさせていただきます。

次に、資料の1—2、A3横の両面刷りの資料を御覧ください。次期「岩手県環境基本計画」策定の方向性についてというタイトルが記載してあるものでございます。

まず、1番目に環境問題を取り巻く状況の変化等として、社会情勢の変化や環境に関する国内外の動向等を左側に記載してございます。社会情勢の変化等につきましては、世界と国内と県内ということで、こういった情勢の変化があるというところで記載をさせていただいております。

それから、環境に関する国内外の動向等ということで、世界ではSDGsの関係、それからパリ協定などといったところ、それから日本の国内ですと気候変動の影響への適応計画ですとか地球温暖化対策計画などといった動きがあるということを記載しております。

右側にまいりまして、平成30年に策定されました国の第五次環境基本計画につきまして、その概要、骨格部分を記載させていただいております。目指すべき持続可能な社会の姿のところ、それから計画のアプローチをベースとしまして、下に書いていますけれども、6つの重点戦略というものがございまして、これは横断的な取組ということで、これらを支える環境政策の柱として6つの項目が掲げているということでございます。この環境基本計画に関係する計画といたしまして、地球温暖化対策計画、それから循環型社会形成推進基本計画、それから生物多様性国家戦略というものが個別の法律に従ってつくられているところでございます。

その下が本県の環境基本計画の位置付けということでございまして、上位の計画としていわて県民計画がございまして、こちらを踏まえて現行の岩手県環境基本計画がつくられてございます。この計画の中で、生物多様性地域戦略ですとか、環境教育等行動計画というものが個別の根拠となる法律に基づいてつくることとなっている計画も、この環境基本計画の中に含まれております。

それから、この環境基本計画に加えて、個別の法律などで策定をしております岩手県地球温暖化対策実行計画、それから第2次岩手県循環型社会形成推進計画などもこの環境基本計画と整合をとりながら計画として策定をされているというところでございます。

次に、裏面を御覧いただきたいと思っております。2、次期「岩手県環境基本計画」の方向性(案)についてということでございます。一番左側の部分が現行計画の基本目標、それから7つの柱とそれぞれの柱の中に規定しております項目が記載してございます。この現行計画をもと

に取り組んできた様々な施策の評価ですとか、社会情勢の変化等を踏まえて、現時点における主な課題を記載したものが真ん中の部分となっております。それぞれの柱、内容に従ってそれぞれこのような課題があるのではないかとということに記載してございます。

この主な課題に対応するための施策の方向性というものを取りまとめたものが右側の部分でございまして、課題を抽出することにつきまして現行の計画の柱に基づいて作業をしておりますので、その施策の方向性についてもこの資料では現行の計画をベースにした柱の中で整理をさせていただいてございます。

この中で、4番目の安全で快適な生活環境の確保・創造というところがございすけれども、こちらは、現行の計画の安全で安心できる環境の確保と、快適でうるおいのある環境の創造というところの部分を統合して一つの柱として書いてございすけれども、どちらも現行の計画でいいますと生活環境に関する部分で、生活環境の確保ですとか創造といった部分に変更になりますので、それを統合させていただいて、4番目の柱の一つとして立ててございす。

この赤い右側のところで関連のSDGsということで、この柱に関連するSDGsのゴールを示してございます。

こちらの資料の、特に右側の次期計画の施策の方向性につきましては、あくまでも現行の計画の柱立てをもとに取りまとめたものでございまして、検討を進める上でのたたき台ということでございすので、今後の検討の状況によっては、これは変わっていく可能性があるものであり、検討するためのたたき台ということで捉えていただければと思います。

以上で説明は終わります。

○大塚尚寛会長 ありがとうございます。ただいま次期「岩手県環境基本計画」の策定の基本的な考え方につきましては資料1—1、そして策定の方向性につきましては資料1—2に基づいて説明がございました。説明内容につきまして御質問等ございすでしょうか。

はい、どうぞ。

○渋谷晃太郎委員 どうも御説明ありがとうございます。基本的な考え方の整理はよくわかりました。

資料1—2のところとかにあるのですけれども、国の第五次環境基本計画については、まず第四次とかなり変わってきていて、SDGsという世界的な概念を捉えて、枠組みが変わってきているということがこの中にも書いてありますけれども、一つ地域循環共生という考え方が出てきていて、この循環と共生というのは、実はこれまで第四次までであった循環型社

会と、それから自然共生社会というのをくっつけたような、統合した概念になっているというふうに説明があります。そのベースとして温暖化の問題があるという考え方になっていて、実は今まで第四次までは3つの社会ですね、低炭素社会、それから循環型社会、それから自然共生社会を3つをつくるということになっていたのですけれども、それではなかなか解決するのは難しいということで、特定のそういった分野の課題が直接的に解決するという分野別の重点事項を置くということをやめて、特定の施策が複数の課題を統合的に解決する。要は、3つの社会をつくるのではなくて、それぞれを統合的に扱うというふうに大きく変革されているので、実は循環型社会は残っているのですけれども、他の低炭素社会と、それから自然共生社会という言葉が消えているのです。これらを新しくパラダイム変換と言われているようなので、今までどおりの柱、いわゆる低炭素社会とか、循環型社会、生物多様性、それぞれ個別に切り分けるのではなくて、地域循環ですから地域にそれを統合的にやっていくという、ちょっとわかりにくいのですけれども、そういう社会をつくってほしいということが書かれているので、ぜひ次の計画ではそういう考え方をもとにそれぞれの施策は多分そのまま残っていくと思うのですけれども、これは複合的に考えるといい、あと経済と社会ですね、こういったことも念頭に置いてやらなければいけないということが言われているので、そういったことをぜひ加えながらやっていただければと思います。

それから、たまたまなのですけれども、この最終年度がSDGsの目標の最終年度に当たっているということで、そういったことも念頭に置きながらやっていく必要があるのかなというふうに思います。よろしくをお願いします。

○大塚尚寛会長 御意見ございましたけれども、事務局のほうから発言ございますでしょうか。

○戸田環境生活企画室企画課長 渋谷委員おっしゃるとおり、地域循環共生圏の部分はまだこの資料のところできちっと落とし込めていない部分がございますので、先ほども申し上げたとおり、あくまでも現行の計画をベースとして取組の評価をして、それで現在の情勢なども踏まえてという形につくっていますので、こういったつくりになっていますけれども、委員おっしゃるとおり、国のほうは大きく地域循環共生圏というものを打ち出して計画をつくっていますので、そちらの部分ももう少しいろいろ取り入れながらやっていく必要があろうかなというふうに考えてございます。あとは委員もおっしゃっていましたが、基本的に柱として残るというところで、資料1—2の国の計画の丸3番目、環境政策の柱ということで、基本は残っている部分もありますので、この辺りはよく研究しながら計画づくりをさ

せていただきたいと思っております。

○大塚尚寛会長 よろしいでしょうか。今いただいた御意見というのは非常に重要な部分かと思っておりますので、こういったことも参考に、基本としながら特別部会のほうで検討を進めていただければと思っております。

他に委員の皆様から御質問あるいは御意見でも結構です。ございますでしょうか。特にございませんでしょうか。

「なし」の声

○大塚尚寛会長 それでは、諮問を受けまして、具体的な作業に入るということで、議事の1番目は御了承いただきたいと思っております。

それでは、続きまして議事の2番目です。環境基本計画策定特別部会の設置について、事務局から説明をお願いいたします。

○戸田環境生活企画室企画課長 それでは、議事の2、環境基本計画策定特別部会の設置について説明させていただきます。

資料は、右上に資料2と番号が振っておりますA4縦の1枚ものの資料を御覧いただければと思っております。計画の策定につきましては、当環境審議会の諮問答申という形で当審議会から御意見をいただくこととなりますけれども、御意見をいただくに当たって、その検討のために多くの回数を開催しなければならないと考えてございます。そういった中で、より円滑に、効率的、効果的に検討していただくために特別部会を設置して、その中で検討を進めていきたいと考えてございます。これは現行の計画をつくる時も同じように、こういった計画策定特別部会というものを設置させていただきまして、検討を進めて策定したという経緯もございますので、今回はそれに倣って部会の設置をして、そこで中心的に議論を進めさせていただきたいというふうに考えてございます。

部会を設置する根拠についてですけれども、資料2の下の囲みのところの「参考」にございますが、岩手県環境審議会条例第8条第1項で審議会に部会を置くことができる旨が規定されてございます。そして、その下の岩手県環境審議会運営規程に、こちらの第8条第2項で、知事が必要と認めたときは、審議会に諮って部会を設置することができるというふうに規定されております。今回はこの条例第8条第1項と運営規程の第8条第2項の規定に基づきまして、環境基本計画策定のための部会を設置しようとするものでございます。

この資料2の上のほうに設置要綱(案)を記載してございます。この要綱(案)に従って部会を設置したいと考えてございます。

部会設置についての説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○大塚尚寛会長 ありがとうございます。ただいま環境基本計画策定特別部会の設置につきまして、審議会条例に基づいた手続になるという旨の説明がございました。内容につきまして御質問等ございますでしょうか。

「なし」の声

○大塚尚寛会長 なしという声がありましたので、それでは議事(2)、環境基本計画策定特別部会の設置については原案のとおりとすることにいたします。よろしいでしょうか。

「はい」の声

○大塚尚寛会長 それでは、決定いたします。

ただいま御了承いただきました環境基本計画策定特別部会についてですけれども、部会委員につきましては、当審議会条例第8条第2項、これは本日お手元に配られております参考資料1でございますが、こちら裏面のほうにございます第8条第2項の規定によりまして、審議会委員の中から会長が指名するということになっておりますので、私から指名させていただきます。

まず、青井委員、東委員、伊藤歩委員、私、大塚委員、笹尾委員、渋谷委員、丹野委員、生田委員、鷹觜委員、そして林委員、以上の10名の方にお願ひしたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

「はい」の声

○大塚尚寛会長 よろしくお願ひいたします。なお、当部会に付議する事項につきましては、先ほどの諮問にありました次期「岩手県環境基本計画」の基本的方向についてということと付議することといたしますので、部会員の皆様はよろしくお願ひいたします。また、本審議会終了後、第1回の部会を開催しますので、ただいま御指名いたしました部会委員の皆様

様にはよろしくお願ひいたします。

ということで、3の議事を終わりました。

4. 報 告

(1) 岩手県環境審議会温泉部会審議結果について

(2) 平成30年度環境基本計画の進捗状況について

○大塚尚寛会長 それでは、次に4の報告に移ります。(1)、岩手県環境審議会温泉部会審議結果について、温泉部会の渋谷部会長から報告をお願いいたします。

○渋谷晃太郎温泉部会長 温泉部会長を務めさせていただいております渋谷でございます。部会の結果について御報告させていただきます。

それでは、資料3を御覧ください。当温泉部会は、温泉に関する審議を行うこととなっております。今回御報告するのは、平成31年2月8日の審議結果についてでございます。温泉掘削許可案件1件でございますけれども、東日本旅客鉄道株式会社代表取締役社長、深澤祐二、整理番号1—1について諮問があり、その内容を検討したところ、既存の温泉の湧出量、温度等に影響を与えるものではないと認められましたので、許可相当と答申しております。

温泉部会の報告は以上でございます。

○大塚尚寛会長 ありがとうございます。ただいまの温泉部会からの審議結果の報告につきまして、御質問とかございますでしょうか。特にございませんでしょうか。

「なし」の声

○大塚尚寛会長 それでは、報告を了承したいと思います。

続きまして、報告(2)になります。平成30年度環境基本計画の進捗状況について事務局から御説明をお願いいたします。

○戸田環境生活企画室企画課長 それでは、私のほうから報告をさせていただきます。平成30年度岩手県環境基本計画の進捗状況について御説明いたします。

資料は4—1を御覧ください。A4のつづつである資料になります。1ページ目でございますけれども、ここに概況を記載してございます。現在の環境基本計画につきましては、先

ほども申しましたとおり平成23年度から32年度、令和2年度までの10カ年計画となっておりまして、平成27年には中間年ということで改訂をしてございます。平成30年度の環境基本計画の主要施策の実施状況及び数値目標の達成状況についてということで、この表に示しておりますⅠ、低炭素社会の構築、Ⅱ、循環型社会の形成、Ⅲ、生物多様性に支えられる自然共生社会の形成、Ⅳ、安全で安心できる環境の確保、Ⅴ、快適でうるおいのある環境の創造、Ⅵ、環境を守り育てる人材の育成と協働活動の推進、Ⅶ、環境を守り育てる産業の振興となっておりまして、この7つの柱立てに複数の指標を掲げているところでございます。

表の一番下の合計欄でございますけれども、87の数値目標を設定してございまして、この中で現在未確定のものが23ございます。約7割程度の暫定的な結果ではでございますけれども、あくまでも中間報告として御報告させていただきます。

表のところですがけれども、順調となっているところが38、概ね順調が20、遅れが6となっており、順調と概ね順調を合わせまして67%ほどとなっております。この計画が概ね順調に進んでいることを示しております。

続きまして、2ページをお開きください。柱立ての1つ目、低炭素社会の構築でございます。3ページのほうが進捗状況が書いてございますけれども、約半数の指標が未確定となっております。一方確定した指標につきましては概ね順調な達成状況でございます。3ページの下の方に指標名に付されている記号の説明がございまして。◎は目指すべき姿指標ということです。■が不確実要素の介在等の理由から目標とする到達点の提示のみにとどめる指標です。★が県の総合計画第3期アクションプランと共用する指標、今年度からスタートした計画の前の県民計画になります。それから、◆の部分は現状維持指標でございます。▼のものはマイナス指標ということで、数値を下げっていく指標でございます。また、達成度につきましては、aが100%以上、bが80%以上から100%未満、cが80%未満ということで区分してございます。

指標の15、この表の中、3ページ、15だけcという評価になってございますけれども、こちらの理由につきましては人口減少ですとか少子化の進行、それからモータリゼーションの進展などの影響によりまして、公共交通の利用者数が減少傾向ということになっているということが考えられるということでございます。

それから、次に4ページを御覧ください。こちらは、森林等による二酸化炭素吸収源対策の推進についてということで記載しておりますけれども、指標の達成状況は未確定でございまして、今後注視してまいりたいと思います。

次に、6ページを御覧ください。循環型社会の形成でございます。表におきまして、資料ナンバー22、一般廃棄物最終処分場や資料ナンバー23、産業廃棄物最終処分量ともに目標を達成しております。指標ナンバー24、県民一人1日当たりごみ排出量や指標ナンバー26、一般廃棄物のリサイクル率なども横ばいから減少傾向となつてございまして、県内の各市町村とともにごみの減量化やリサイクルの推進をした結果であるというふうに考えてございます。今後も県民のごみ減量化への意識の高揚を図りまして、行動してもらうための3R運動の推進ですとか啓発活動を推進していきますとともに、排出事業者への支援、助言をしながらごみの減量化に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

次に、8ページ、9ページを御覧いただければと思います。柱立ての3つ目、生物多様性に支えられる自然共生社会の形成についてでございます。8ページの表の指標ナンバー37のイヌワシの繁殖率、それから指標ナンバー38の生物多様性上重要な地域の選定がc評価というふうになってございますけれども、こちらにつきましてはイヌワシの繁殖率につきましては、野生動物による捕食ですとか暴風などの影響によるものと考えられます。

それから、生物多様性上重要な地域の選定のc評価につきましては、現在改定作業をしております岩手県自然環境保全指針の内容と整合を図りながら選定を行っているところでございますことから、平成30年度の選定は見送ったということによるものでございます。本県は、広大な豊かな自然がございまして、近隣のみならず海外などからも訪問がありまして、三陸復興国立公園の整備やみちのく潮風トレイル、さらには震災後に整備した施設等も多くございますので、生物多様性の保全に努めながら地域の自然を守りながら取組を推進してまいりたいと考えてございます。

続きまして、10ページ、11ページを御覧ください。柱立ての4つ目、安全で安心できる環境の確保でございます。本県の大気、水、土壌の環境化学物質の環境リスク対策等について、これまでと同様に良い状態が継続されております。また、環境影響評価制度の適切な運用、適正な土地利用の促進につきましては、事業者への指導や県民意識の向上に努めてまいりたいと考えてございます。

続きまして、13ページを御覧ください。柱立ての5つ目、快適でうるおいのある環境の創造についてでございますけれども、快適で安らぎのある生活空間の保全と創造につきましては、景観づくりですとか水辺環境の整備など人々の生活にうるおいを与える施設のほか公共下水道の整備などを推進したところでございます。その他上水道の整備や耐震化についても、市町村の支援を行つてございます。指標ナンバー71、本県の歴史遺産や伝統文化に誇り

や愛着を持つ県民の割合がc評価となつてございますけれども、こちら引き続き情報発信などをしながら、これは意識調査に基づくものでございますので、県民の方々それぞれに呼びかけて改善がなされていくようにしていきたいと考えてございます。

続きまして、14ページ、15ページを御覧ください。柱立ての6つ目、環境を守り育てる人材の育成と協働活動の推進についてでございますけれども、現在盛岡駅西口のアイーナに環境学習交流センター及び温暖化防止活動推進センターを拠点といたしまして、環境学習を子供から大人まで広く普及すべく活動を行っているところでございます。また、県内の小中学校などに様々な環境学習を実施しておりまして、特に北東北3県が連携いたしまして、小学校5年生に環境ハンドブックを配布しているところでございます。また、環境塾などを開催いたしまして、人材の発掘、育成に努めてございます。こちらのほうの指標ですが、75番、小学校における地球温暖化を防ごう隊実施割合がc区分となつてございますけれども、これは総合学習の多様化ですとか、細分化が進みまして、テーマとして地球温暖化を選択する学校が減少したものと考えられます。

それから、最後に17ページです。柱立ての7つ目ですけれども、環境を守り育てる産業の振興についてでございます。未確定の指標が多い分野でございますけれども、農林水産部局と連携いたしまして、改めて環境産業という意識付けなどの取組を推進し、持続可能な社会の形成に寄与してまいりたいと考えております。未確定の指標が多くございますので、年度末までに取りまとめまして、改めて報告させていただきたいと思ひます。

次に、資料4—2の資料になつてございますけれども、こちらは資料4—1の指標の平成23年度からの実績値を示したものとなつてございます。後ほど御確認をいただければというふうに思ひます。こちらの資料の説明は割愛させていただきます。

以上で平成30年度岩手県環境基本計画の進捗状況についての御説明を終了いたします。

○大塚尚寛会長 ありがとうございます。平成30年度の環境基本計画の進捗状況について報告していただきました。主に達成が区分としてcとなっているところを中心に説明があったかと思ひますけれども、内容につきまして御質問あるいは御意見などございましたらお願いいたします。

はい、どうぞ。

○主濱了委員 市長会の主濱でございます。本当に資料御苦労さまでございます。大きく言って2点についてお伺いをしたいと思ひます。

まず、第1点目は、今説明いただいた4—1の資料の2ページになるわけですが、この低

炭素社会の構築についてというところですが、やはり私ども岩手県といいながら、日本の中、あるいは世界の中で様々な活動をやっているわけでありまして。さまざま気象状況に影響を及ぼす、これは大友部長さんからも、大塚会長からもお話があったとおりでというふうに思っております。これは日本だけ、あるいは岩手県だけで解決できるものではないというふうにも思っております。

そこで、1つはまず世界の状況、要するにパリ協定の状況ですね、もしおわかりになれば今どういう状況になっているのかを教えてください。

もう一つは、国の状況、ここで、これが4—2のIの一番上にあるマイナス4.1というのが国の状況なのでしょうか。基本的には、平成13年から平成30年までの間に26%削減しましょうと、このような大きな計画の中で今動いているというふうに認識しているわけですが、まずその辺がどうなっているのか、今の現状をお知らせいただきたいということでありまして。

それから、この審議会で、例えば県民に対して低炭素社会のために何々をしよう、何々をしよう、こういうふうなキャンペーンを今まで発したことがあるのかどうか、これから発する予定があるのかどうか、やはり一つの何か目標を県民に示してあげれば、県民とすれば何をやればいいのかと、地球温暖化を防止するために自分は何をやればいいのかと、こういうふうなことがより伝わるのではないだろうか、そして現実の行動に移せるのではないかとこのように思います。

次に、大きな2つ目ですが、これが6ページになります。今説明いただいた資料の6ページ、循環型社会の形成、こういうことでありまして。1人当たりのごみの排出量が減っていくと、こういう資料でありまして、リサイクル率が若干上がったり下がったりしているのですが、横ばいであると、こういうふうな資料なのですが、日本の社会を見ますと、これは世界もそうだと思いますが、ごみというのは一般消費者に全て集まると、私はこう思っております。何か物を買う、小売で物を買う、あるいはメーカーがどんどん、どんどん製品を出す、そういうふうなごみというのは全て住民、一般市民の懐に全部集まってくる。それを一般市民は処理をしなければいけない。その処理の仕方というのは行政、要するにごみ処理として出すか、あるいはリサイクルするか、それを原料として使うか、その他ありますけれども、大きくいえばその2つだと思っております。こここのところ、ごみは減っています。リサイクルは余り進んでおりません。こういう状況というのは、実はあり得るのだろうか、こういう疑問です。これもやっぱり私どもとすれば焼却処分するなら焼却処分をする、それからそれ以

外のものはきちっと3つの方法によって、何とかごみを減らすと、こういうふうなことが必要だと思うのですが、このところをもうちょっと詳しくわかればお教えをいただきたい、この2点でございます。

○大塚尚寛会長 ありがとうございます。2点御質問ございました。

○環境生活企画室温暖化・エネルギー対策担当 阿部主任主査 温暖化対策担当の阿部と申します。よろしくお願いします。

まず、お尋ねの1点目でございますけれども、世界の温暖化の動向、動きという点についてでございますが、御承知のように2015年に気候変動に関する政府間パネルによりまして、いわゆるパリ協定のもとになる第5次評価報告書が出ておったところでございます。その中では、世界全体の平均気温は工業化以前よりも2度高い水準を十分下回ることを目指す、つまり、2度未満を目指すということが盛り込まれたところでありまして、なおかつできるだけ1.5度より低い水準にするよう努力を継続するということが定められたところでもあります。また、昨年韓国で行われたIPCC総会においては、いわゆる1.5度特別報告書というのが提出されたところでございまして、この中では2度と1.5度の間では地球環境に与える影響が明確に違うということが報告されておりまして、この1.5度に抑えるためには世界全体で2050年前後に二酸化炭素を正味ゼロにすることが必要という旨の報告がなされたところでございます。

御承知のように、これらの動きを踏まえまして、国全体におきましても長期の成長戦略というふうな形で一昨日閣議決定されたところでございまして、世界全体の動向を踏まえた取組が国全体で今進んでいるところというふうに承知しております。

それから、2点目の本県の温室効果ガスの削減の動向ということでございますけれども、先ほど説明にありましたとおり東日本大震災津波の影響等によりまして、平成25年度以降温室効果ガスが増加傾向を推移しております。部門別に申し上げますと産業、民生業務部門、これが全体の約5割を占めているところなわけですが、こちらが増加傾向にありまして、トータルでは基準年比で0.1%にとどまっている状況であります。

一方、民生家庭部門におきましては、徐々に低下が進んできておりまして、家庭における省エネ取組などが一定程度定着しているものと考えております。

以上になります。

○佐々木資源循環推進課総括課長 資源循環推進課の総括課長をやっております佐々木と申します。

続きまして、今主濱委員から御指摘ありました県民一人1日当たりのごみの排出量は減っているのだけれども、リサイクル率が横ばいだという現象についてということでございます。実はこのごみの統計というところの問題に行き着くのかなと思っております。ごみというのは、各家庭から出るものはごみステーションに出して、市町村が回収するものがあるというのがあります。あとは環境基本計画の計画期間中にスーパーでの店頭回収というのが非常に増えております。実際に統計でとれるものというのはごみステーションに出された市町村が回収したものに限られまして、スーパーでの資源ごみの回収というのは統計上カウントされていないということがございます。ということで、日本全体で家庭から出されたもの、スーパーに戻されたものを含めるとリサイクル率というのは上がると思うのですが、統計上把握できてないということで、ちょっと横ばいになっているというところがあります。

そういう実態を踏まえまして、今回定めましたいわて県民計画におきましては、こういう資源ごみを除いて燃やせるごみ、燃やせないごみの合計量を減らしていこうというふうな指標に変えているというところでございます。なかなか各スーパーでの資源ごみの実態が把握できていないというところでの統計上の問題でございました。

○大塚尚寛会長 よろしいですか、二酸化炭素削減の課題で言うと県民がどのような具体的な行動をとればいいのかということを県として何か示しているのか、行動されているかというとても大きな質問の内容だったかと思えます。その点に関しての御説明ございますでしょうか。

○環境生活企画室温暖化・エネルギー対策担当 阿部主任主査 大変失礼いたしました。二酸化炭素削減に向けた県としての取組といたしましては、これまでも県内66団体の全体的な構成団体で組織しております温暖化防止いわて県民会議というところを通じまして、さまざま家庭部会、事業所部会、それぞれの取組の中で個々の家庭の皆様あるいは個々の事業所の皆様に対して省エネ取組のような取組を進めるキャンペーンを毎年実施しております。これまで10年間県民会議の活動を続けてまいりましたが、相当程度参加者がふえてきております。一方で、先ほどのような状況にございますので、今後もそういった会議の場を通じて様々な各界各層の皆様を取組を進めていくことが大切かなと思っております。

以上です。

○大塚尚寛会長 よろしいでしょうか。

○主濱了委員 まだまだ先が長い、1年半あるわけですので、その中でしっかりと、要するに一人ひとりの県民が自分は何をやったらいいいのかと、こういうことをしっかりと自分自身が認識をすると、こういうことが私は大事だと思いますので、よろしく願いいたします。

○大塚尚寛会長 他ございますでしょうか。

「なし」の声

○大塚尚寛会長 若干時間押しておりますので、今ほど出ましたような意見も含めまして、次期の環境基本計画には現行の環境基本計画の達成状況も踏まえながら策定作業を進めていくものと思いますので、まだ来年度まで続きますので、そういった状況を踏まえながら策定の参考にしていく必要があらうかと思います。

4. その他

(1) いわて県民計画 (2019～2028)

(2) その他

○大塚尚寛会長 それでは、報告2件終わりました、その他に移ります。まず、1番目がいわて県民計画について事務局から説明をお願いいたします。

○村上政策推進室政策監 岩手県政策地域部政策推進室の村上と申します。本日は貴重な時間を頂戴しまして、ありがとうございます。いわて県民計画(2019～2028)につきましましては、一昨年度来、当岩手県環境審議会におきましても策定状況、検討状況等を御説明し、御意見をいただいたところでございますけれども、この3月に県議会の議決を経て、正式に決定したところでございます。まずは、その旨委員の皆様へ改めて御報告申し上げますとともに、昨年まで多大な御協力をいただいたことに御礼を申し上げます。ありがとうございます。

本年4月から計画がスタートしまして、本年度は計画のスタートダッシュの年度ということでもありますことから、各分野の御関係の皆様、それから県民の皆様と計画の内容を共有して政策の実効性を高めていくということが必要と考えておりまして、委員の皆様にはおさうじな形になってしまうかと思いますが、改めてこの場をお借りいたしまして、いわて県民計画(2019～2028)の内容につきましまして、簡単ではございますが、御説明をさせていただきます。以下着席にて御説明をさせていただきます。

本日は、資料としまして5-1、いわて県民計画の概要、5-2、いわて県民計画長期ビジョン、5-3、第1期アクションプラン「政策推進プラン」を配付しておりますが、資料

5-1、いわて県民計画（2019～2028）の概要によりまして御説明をさせていただきます。資料の1枚目、いわて県民計画（2019～2028）は、2019年度から2028年度までの10年間を期間とする長期ビジョン、それから2019年度から2022年度までを計画期間とする第1期アクションプランにより構成しております。アクションプランは、それぞれ復興推進プラン、政策推進プラン、地域振興プラン、行政経営プランの4計画から成っております。このうち復興推進プランにつきましては、国の復興創生期間との兼ね合い等もあることから、今後の復興の状況等を踏まえて第2期以降の取り扱いを検討するという事にさせていただいております。

裏面にお進みいただきたいと思えます。「計画の理念」でございます。県民一人ひとりがお互いに支え合いながら、幸福を追求していくことができる地域社会の実現を目指し、幸福を守り育てるための取組を進めること。地域社会を構成するあらゆる主体が、それぞれ主体性を持ち、共に支え合いながら岩手県の将来像を描き、その実現に向けてみんなで行動していくこと。社会的に弱い立場にある方々が孤立することのないように、社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）の観点に立った取組を進めること、この3点を計画の理念として掲げさせていただいております。

次の、「岩手は今」でございますが、本県が置かれている社会的環境の変化、それから今後の展望といったものについて、世界、岩手、日本、それぞれの切り口から記載をさせていただいているものでございます。日本のところの（4）番に価値観の変化という記載がございますけれども、内閣府の調査において、心の豊かさを重視するという割合が高くなっていること、それから他の自治体等においても幸福に関する研究等が少なからず行われるようになってきていること等について、特に記載をしているものでございます。

また、岩手の変化と展望のところでは、東日本大震災津波からの復興や岩手の強み、弱み等について記載をさせていただいております。

次に、「基本目標」でございますが、この県民計画の基本目標、考え方について、下のところに書いてございますが、「東日本大震災津波の経験に基づき、引き続き復興に取り組みながら、お互いに幸福を守り育てる希望郷いわて」と定めさせていただいたものでございます。

さらにページをお進みいただきまして、「復興推進の基本方向」でございます。昨年度までの、前の計画の段階でございますが、総合計画とは別に東日本大震災津波復興計画を策定しまして、復興に取り組んできたところでございますけれども、復興計画の計画期間が終了

したこと、また、いわて県民計画（2019～2028）が復興の経験や実践で培われました一人ひとりの幸福を守り育てる姿勢を踏まえて策定されたというようなことも踏まえまして、これまでの旧復興計画をこの県民計画で引き継いで、復興計画を含めた総合計画とさせていただいたものでございます。

復興の取組の原則、復興の目指す姿、復興推進の基本的な考え方と取組方向など基本的にこれまでの復興計画の考え方を継承した内容となっておりますけれども、従来の4本の柱と書いてあるところがございますが、従来は「安全の確保」、「暮らしの再建」、「なりわいの再生」と3本柱で復興の取組を進めてまいりましたが、本計画からはこれに「未来のための伝承・発信」という項目を1つ加えまして、4本柱で復興を推進するということとさせていただいております。

次に、「政策推進の基本方向」でございますけれども、本計画を策定するに当たりまして、「『岩手の幸福に関する指標』研究会」が報告書に取りまとめました主観的幸福感に関する12領域、これに基づきまして「健康・余暇」から「自然環境」までの8つと、これらを下支えする「社会基盤」、「参画」を加えました10の政策分野を設定して政策を推進する形としております。また、各政策分野には幸福に関連する客観的指標であるいわて幸福関連指標を定めて一人ひとりの幸福を守り育てる取組を展開することとしてございます。

ページをお進みいただきまして、次の7、8と書かれたページ、それから9、10と番号を振られた2枚のページでございますが、今御説明しました10の政策分野とは別に、10年後の将来像をより確かなものとし、さらにその先を見据え、長期的な視点に立って取り組んでいく11の「新しい時代を切り拓くプロジェクト」について記載をしております。1番のILCプロジェクトにつきましては、皆様御案内とおりの北上高地への国際リニアコライダーの建設誘致を軸とする国際研究拠点実現のプロジェクトでございます。2、3、4番につきましては、ゾーンプロジェクトと我々呼んでおりますけれども、盛岡から県南地域をエリアとする北上川バレープロジェクト、沿岸地域をエリアとする三陸防災復興ゾーンプロジェクト、それから県北エリアを中心とした北いわて産業・社会革新ゾーンプロジェクト、こういったそれぞれの県内のゾーンでプロジェクトを推進しようとするものでございます。これ以降のプロジェクトにつきましては、各分野等における岩手らしさを生かした新たな価値、サービス創造などの先導的取組として掲げたプロジェクトでございます。関係分野に関連の深い10番の水素利活用推進プロジェクトをはじめ、活力ある小集落実現プロジェクトや人交密度向上プロジェクトなどいずれも部局横断的に進めることとしてございます。

ページをお進みいただきまして、次に11、12とページ番号が振られたスライドでございますが、まず「地域振興の展開方向」ということで、県内4広域圏ごとに進行方向、目指す姿を設定しまして、施策を掲げてございます。それから、県北・沿岸圏域及び過疎地域等の振興、それから広域的な連携の強化等についても計画に記載をしております。

それから、「行政経営の基本姿勢」でございますが、県内外の様々な主体と協働し、岩手県民が相互に幸福を守り育てるとともに、広く県外に向けて幸福を守り育てる機会を提供することができるいわての実現というものを行政経営の目指す姿とし、2番に記載した地域に根差した県民本位の行政経営の推進、高度な行政経営を支える職員の能力向上、効率的な業務遂行やワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境の実現、戦略的で実効性あるマネジメント改革の推進、これらを4つの柱として構築をしております。

次に、13、14と番号の振られたページでございますが、こちらのスライドからは2022年度までを計画期間とするアクションプランの概要となります。次のページまでの2ページは復興推進プランの概要でございますが、安全の確保、暮らしの再建、なりわいの再生、未来のための伝承・発信の4本柱ごとに重点施策を掲げてございます。

それから、17、18と番号の振られたページでございますが、こちらから2ページ、裏表でございますけれども、こちらが政策推進プランの概要でございます。健康・余暇、家族・子育て、教育、居住環境・コミュニティ、安全、仕事・収入、歴史・文化、自然環境、社会基盤、参画と、それぞれの10の政策分野ごとに4年間で重点的に取り組む施策を掲げておりますし、それぞれの左側には政策分野ごとのいわて幸福関連指標を掲げて記載させていただいております。

それから、次の21、22と番号の振られたページから次の裏面のページまでが地域振興プランの概要でございますが、県央、県南、沿岸、県北広域圏ごとに目指す姿、それからそれを実現するための重点施策について記載をさせていただいております。

それから、最後のスライドが行政経営の基本的考え方と4本柱それぞれの行政経営プランの概要でございますが、行政経営の基本的考え方の4本柱と、それぞれの具体的推進方策について記載をさせていただきます。

以上がいわて県民計画（2019～2028）の概要でございます。計画初年度ということでございますが、計画の実効性を高めていくこと、それから特にも県民の皆様が計画の内容を知っていただくこと、そして多様な主体の参画により県だけではなく、皆様と県計画に基づく取組を進めていくことが重要と考えております。どうか委員の皆様におかれましては今年度か

らの計画の推進実行に改めまして格別の御協力を賜ればと考えております。どうぞよろしく
お願い申し上げます。

説明は以上でございます。

○大塚尚寛会長 ありがとうございます。ただいまいわて県民計画（2019～2028）について
概要説明いただきましたけれども、お手元には資料もございます。これらにつきまして御
意見、御質問等ございますでしょうか。

どうぞ。

○主濱了委員 市長会の主濱了でございます。非常に素晴らしい計画であると思ってお
ります。ぜひともこれを実現していければいいなというふうに思っております。

冒頭の部長さんの御挨拶の中にありましたように、世界では人口がふえているのです、間
違はなくふえている。このちっちゃな地球の上に世界ではどんどん、どんどん人口がふえて
いる。ところが、なぜ日本は人口がふえないのだろうか、なぜ岩手県は人口がふえないのだ
ろうか、こういう問題ですよ。ですから、そこのところは置いておいても、それは別途、こ
れはやはり考えていかなくてはいけないというふうに思っております。一人ひとりがなぜな
のだろうか、こういうふうなことを考えて、それでそれぞれそれなりの結論を出してい
かなくてはいけない、私はいつもこう思っております。

私のちょうど半分のころ、30代ごろですか、そのころはまだまだ不便で、そして余り経済
的にもよくなかった。はっきり言うと貧しい、そういう中であっただけけれども、何かしら
そこで一生懸命頑張れば、それが認められる。そういうふうな何か希望があったのです。果
たして、今と比べてどうだったろうかということを見るとなかなか今の時代厳しいような
状況でありますけれども、二分化されてしまって、下のほうに位置するとなかなか上に上
ることができないと、そういうふうな状況にもなっているので、私はこの計画はいいと思
うのですが、これとあわせて、やはりどうして世界で人口がふえているのに日本が、あるいは
岩手が減っているのだとか、こういうふうなことを別途考えていく必要があると思いま
す。今長期ビジョンの39ページのほうを見えていますけれども、その辺にあまり回答らしきも
のはないので、別途それは考えていくべきかなというふうに思っております。

○村上政策推進室政策監 御意見ありがとうございます。ただいま主濱委員がおっしゃら
れたように、世界での人口増加と我が国での人口減少という問題、非常に相反する2つの問
題を抱えながら本県としてもそういう現実を見ながら取り組んでいかなければならないと
思っております。本年度、国のまち・ひと・しごと創生法に基づきます地方版の総合戦略と

いうものを策定しなければならないことになっています。これは主に人口減少対策ということで、本県も策定しますし、県内の各市町村でも策定いただくことになっておりますけれども、そういった中で、本県なり各地域の人口減少対策というものについて、改めて戦略を策定していくことになっておりますので、ただいま主濱委員からいただいた御意見なども念頭に置きながら今後の検討の中で盛り込ませていただきたいと思いますと考えております。貴重な御意見ありがとうございました。

○大塚尚寛会長 他にございますでしょうか。

「なし」の声

○大塚尚寛会長 これだけのボリュームあるものですから、見れば皆さん御専門とか関心たくさんおありかと思えますけれども、今日の場合は特別御意見ありましたら御発言いただくということですが、よろしいでしょうか。

「はい」の声

○大塚尚寛会長 それでは、その他の1番目は終わりました、その他の2ですが、委員の皆様から何か発言ございますでしょうか。特にございませんでしょうか。

「なし」の声

○大塚尚寛会長 私のほうからちょっと1点検討をお願いしたいところがあるのですが、今日も膨大な資料があります。大変重要な資料なのですが、400ページぐらいあります。これ例えばPDFでいただくということではできないものか。もちろん紙で希望される委員の皆様は紙でいいのですが、PDFでいただければ、こういった媒体に入れてきて見ることもできますし、後々なかなか家でこれだけ保管するのも大変で、多分これから次期「環境基本計画」策定になってきますと毎回かなり膨大な資料になってきます。そういった中で、特に環境審議会ですから、こういった資源は少しでも削減できるのであれば、そういった情報媒体を使うことも今後検討していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

事務局のほうから何かその他ございますか。

○小島環境生活部副部長兼環境生活企画室長 特に事務局はございません。

○大塚尚寛会長 それでは、その他は特にないようですので、進行を事務局のほうにお返しいたします。

○小島環境生活部副部長兼環境生活企画室長 大塚会長ありがとうございました。

ここで事務局から2点御連絡を申し上げます。

1点目でございますが、本審議会でございますけれども、次回につきましては来年の2月ごろを予定してございます。事前に日程調整をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

2点目でございます。この審議会の終了後、15時からこの会場におきまして環境基本計画策定特別部会を開催いたします。それまでの間、会場の整備を行いますので、部会委員の皆様におかれましては、時間までに会場にお戻りいただきますようお願いいたします。

事務局からの連絡は以上でございます。

5. 閉 会

○小島環境生活部副部長兼環境生活企画室長 以上で本日の審議회를全て終了いたします。委員の皆様大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。